

児童扶養手当・愛知県遺児手当・みよし市遺児手当

母子・父子家庭の方、父母いずれかに障がいがあるご家庭の方等に、

生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

児童扶養手当（国の制度）

▼対象児童 国内に居住し、18歳に達する年度の末日までの間にある児童

※里親に委託されている児童、施設入所児童を除く

※障がいのある児童については、20歳まで受給延長ができる場合あり

▼支給要件 国内に居住し、次の①から③のいずれかに該当する方

① 次のイからチのいずれかに該当する児童を監護する母

② 次のイからチのいずれかに該当する児童を監護し、かつ児童と生計を同じくする父

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父（②の場合母）が死亡した児童

ハ 父（②の場合母）が児童扶養手当法施行令で定める程度の障がい（国民年金法及び厚生年金保険法による障がい等級1級程度）の状態にある児童

ニ 父（②の場合母）の生死が明らかでない児童

ホ 父（②の場合母）が引き続き1年以上遺棄している児童

ヘ 父（②の場合母）がDV防止法による命令を受けた児童

ト 父（②の場合母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※母または父が異性と事実婚の状態または生計を同じくしているときは、対象外（上記ハを除く）

③ 父母いずれにも監護されない児童を監護し、かつ児童の生計を維持する者

▼所得制限 受給者及び扶養義務者の所得により、減額または支給されない場合があります。

所得のめやす＝都道府県民税にかかる総所得金額＋（前年に受け取った養育費×0.8）－80,000円

所得税法上の扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人
受給者	(1) 支給	690,000円	1,070,000円	1,450,000円	1,830,000円
	(2) 一部支給停止	2,080,000円	2,460,000円	2,840,000円	3,220,000円
(3) 扶養義務者・配偶者		2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円

扶養義務者・配偶者の所得が(3)以上…受給者の所得にかかわらず支給されない

受給者の所得が(1)未満…支給 (1)以上(2)未満…所得に応じて減額し、支給（一部支給停止） (2)以上…支給されない

※総所得金額のほか、譲渡所得等も所得として算入。医療費控除や障害者控除等のある場合は、控除あり

※扶養義務者…受給者と同居または生計を同じくしている親族（父母、祖父母、子、兄弟姉妹等）

※手当年度は11月から翌年10月まで。受給者及び扶養義務者の前年分所得により翌年度支給額を算定

例…令和6年度（令和6年11月分～令和7年10月分）の支給額→令和5年分所得により算定

▼支給額（月額） 物価スライドに応じて改定される場合があります。

児童	支給	一部支給停止
第1子	46,690円	46,680円から11,010円まで（所得により決定）
第2子以降 （1人につき）	11,030円	11,020円から5,520円まで（所得により決定）

▼支給月 奇数月に年6回（各2か月分）毎月11日支払い

▼公的年金給付等との併給について

- ※受給者または児童が公的年金給付や遺族補償を受けることができるとき
- ※児童が父または母に支給される障害基礎年金等の額の加算の対象となっているとき
- 上記いずれかに該当するときは、公的年金給付等の額が児童扶養手当の額より低い場合に限り、その差額分が児童扶養手当として支給されます。

▼児童扶養手当と就労について

受給開始から5年等が経過したときに、やむを得ない事情なく就労または求職活動をされていない方は、支給額が半額となる場合があります。

愛知県遺児手当（愛知県の制度）

申請は、みよし市こども政策課での手続きとなりますが、審査及び支給は、愛知県が直接行います。

- ▼対象児童・支給要件 児童扶養手当と同じ。ただし、受給者、児童とも愛知県内に居住する場合に限る。児童の障がいによる受給延長はなし。公的年金給付等との併給は不可
- ▼所得制限 計算方法は児童扶養手当と同じ

所得税法上の扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
受給者	2,080,000円	2,460,000円	2,840,000円	3,220,000円
配偶者・扶養義務者	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円

- ▼支給額 申請から5年間限りの支給（支給停止期間等を含む）
児童1人につき月額 支給開始から1～3年目…4,350円 4・5年目…2,175円
- ▼支給月 奇数月に年6回（各2か月分）毎月25日支払い

みよし市遺児手当（みよし市の制度）

- ▼対象児童・支給要件 児童扶養手当と同じ。ただし、受給者、児童ともみよし市内に居住する場合に限る。児童の障がいによる延長受給はなし。支給要件①②は、「身体障害者手帳1級から3級程度の障がいの状態にある」と読み替え
- ▼所得制限 計算方法は児童扶養手当と同じ

所得税法上の扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人
受給者	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円

- ▼支給額 児童1人につき月額 2,500円
- ▼支給月 奇数月に年6回（各2か月分）各月末日支払い

手当を受けるためには、申請が必要です。

- ① こども政策課窓口で事前相談をする（家庭状況を確認し、必要書類をご案内します。）
- ② 必要書類を用意の上、こども政策課窓口で申請の手続きをする
 - ・ 支給は、申請の翌月分から（愛知県遺児手当は、申請の当月分から）となります。過去の手当を遡って受けることはできません。
 - ・ 手当を受け始めた後は、家庭状況の変更に伴う届出及び毎年8月にこども政策課窓口で現況届（所得状況届）の手続きが必要です。

お問い合わせ：みよし市こども未来部こども政策課 みよし市役所2階 ⑦番窓口
電話 0561-32-8034（直通） ※窓口、電話ともに平日の午前9時から午後5時まで